



豊監公表第9号

令和元年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

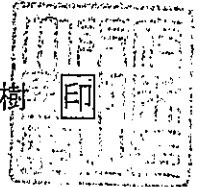
令和2年（2020年）5月8日

豊中市監査委員	酒本毅
同	相間佐基子
同	白岩正三
同	中野宏基

令和2年(2020年)3月5日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

令和元年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和元年12月25日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
都市活力部 スポーツ振興課	テニスコート、プールなどのスポーツ施設の配置のあり方について テニスコート、プールなどのスポーツ施設は、都市部においては民間が運営する施設も多数ある。健康づくりの面から、身近に安価にスポーツを楽しんでもらうということは重要な市民サービスではあるが、どこまで整備すべきか、個々の施設の老朽化、利用状況、あるいは周辺の民間施設の稼働状況など具体的総合的に評価分析し、施設配置のあり方について、より具体的な取組を進められたい。	本市のスポーツ施設については、計画的に改修・更新等を進めているところでございますが、中長期的な改修・更新等の見通しについては、今後策定する個別施設計画等の中で、その方向性を示して参ります。